

京都市市街地景観整備条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(形態意匠等の制限)</p> <p>第10条 美観地区等内における工作物（屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。）の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 土地に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル_____以下であること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれの地域の特性に応じ、別に定める。</p> <p>(景観重要建造物の修理又は修景に要する費用の補助)</p> <p>第37条 市長は、別に定めるところにより、<u>景観重要建造物の修理又は修景</u>に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域景観づくり協議地区内における建築等及び建設等に関する意見の聴取等)</p> <p>第47条 地域景観づくり協議地区内において次に掲げる届出等を行うとする者は、あらかじめ、当該地域景観づくり協議地区を活動区域とする協議会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>(形態意匠等の制限)</p> <p>第10条 美観地区等内における工作物（屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。）の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 土地に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル（<u>擁壁にあつては、5メートル</u>）以下であること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれの地域の特性に応じ、別に定める。</p> <p>(景観重要建造物の修理又は修景に要する費用の補助)</p> <p>第37条 市長は、別に定めるところにより、<u>景観重要建造物の修理、修景又は移転</u>に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域景観づくり協議地区内における建築等及び建設等に関する意見の聴取等)</p> <p>第47条 地域景観づくり協議地区内において次に掲げる届出等を行うとする者は、あらかじめ、当該地域景観づくり協議地区を活動区域とする協議会の意見を聴かななければならない。</p>

(1)～(6) (略)

2 前項に規定する者は、同項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかにその状況を 市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定による意見の聴取をせず、又は前項の規定による報告をしないときは、その者に対し、当該意見の聴取又は当該報告をすべきことを勧告することができる。

(協定区域内における建築等又は建設等の届出等)

第49条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する者は、前項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかにその状況を 市長に報告しなければならない。

4 (略)

(公表)

第55条 市長は、第47条第3項又は第49条第4項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その

(1)～(6) (略)

(7) 京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定による届出

2 前項に規定する者は、同項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかに、別に定める事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による意見の聴取に係る協議会から求めがあったときは、当該協議会に対し、前項の書面の写しを提供することができる。

4 市長は、第1項に規定する者が同項の規定による意見の聴取をせず、又は第2項の規定による報告をしないときは、その者に対し、当該意見の聴取又は当該報告をすべきことを勧告することができる。

(協定区域内における建築等又は建設等の届出等)

第49条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する者は、前項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかに、別に定める事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。

4 (略)

(公表)

第55条 市長は、第47条第4項又は第49条第4項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その

旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第47条第3項又は第49条第4項の規定による勧告に従わない者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 (略)

(良好な景観の保全及び創出に関する技術的助言)

第56条 建築等又は建設等をしようとする者_____は、市長に対して、良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言を求めることができる。

旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる_____者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 (略)

(良好な景観の保全及び創出に関する技術的助言)

第56条 建築等又は建設等をしようとする者その他建築物等の維持保全をする者は、市長に対して、良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言を求めることができる。